

泉武弘の市政だより

発行者：泉武弘 政策研究所・行財政改革クラブ・市議会議員 泉武弘

別府市上平田町 13組 TEL 0977- 67- 0570 FAX 0977- 67- 0659 ホームページ <http://www.izumi-t.jp>
携帯 090- 3410- 0084 E-mailアドレス genk@izumi-t.jp

お元気ですか泉武弘です。



市政だより私がお届けしています

行財政改革クラブ代表者・泉武弘政策研究所代表者

市議会議員 **泉武弘**

大阪市で発覚した職員への特別待遇は国民に大きな驚きとショックを与えました。この特別待遇は国民の厳しい批判と早急な是正が求めています。

別府市は果たして大丈夫なのでしょうか。

検証

「職員への特別待遇」

厚生会ってなあーに？

事業は？ 経費は？
どうなっているの？

地方公務員法によって「職員の相互共済及び福利厚生

の増進」のため市職員には厚生会を設けるようになっています。

そして、その厚生会の会長は浜田市長が勤めています。

厚生会は次の事業をしています

- 1) 給付事業
- 2) 資金貸付事業
- 3) 保険、体育、教育及び娯楽に関する事業
- 4) その他厚生会の目的達成に必要な事業

厚生会の経費は次のとおりです

- 1) 職員の掛け金
- 2) 市の負担金
- 3) 事業収益金
- 4) 寄付金及びその他の収入

次は厚生会の収入について見ていきます

表からもお分かりのように収入 9,368万円のうち税金からの負担と、市と水道局からの無利子の借り入れ、市役所内での販売収益（施設使用料免除）保険手数料が主な収入となっています。

経費について (単位：円)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
会 員 数	1,213	1,176	1,170	1,163	1,135
会 員 掛 金	22,031,400	21,861,870	21,878,740	21,202,070	20,882,510
市 負 担 金	27,632,820	27,413,280	27,472,358	26,582,992	26,200,055
借 入 金	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	27,500,000
販 売 収 益	8,589,533	7,772,791	8,099,031	8,030,301	8,007,176
保 険 手 数 料	12,791,677	8,878,460	12,078,476	10,653,588	11,098,701

厚生会の収入についてさらに詳しく見ていきます

- 1) 厚生会は市と水道局から無利子でお金を借りています。ところがそのお金を職員に年 2.9% ~ 0.8% で貸付け、手数料として合計 1,097,633円の収入を得ています。
- 2) 厚生会は市から無料で市役所内売店の建物を借りています。ところがその一部を、他の業者に有料で貸付け合計 619,500円の収入を得ています。
- 3) 厚生会は市役所などに自動販売機を 16台設置（設置料免除）して合計 2,625,011円の収入を得ています。
- 4) 厚生会は保険の手数料として 11,098,701円の収入を得ています。

売店転貸の厚生会収入 (単位：円)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
展 示 販 売	993,000	823,500	763,500	749,250	619,500

自動販売機の販売利益 (単位：円)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
自動販売機	2,171,455	2,197,428	2,246,726	2,191,572	2,625,011

自動販売機設置箇所	設置台数	自動販売機設置箇所	設置台数
本 庁 舎 内	5	中央浄化センター	1
清 掃 課	5	勤労青少年センター	1
消 防 本 部	2	藤ヶ谷清掃センター	1
		労働者福祉センター	1

厚生会の職員は売店や厚生会事務などで働いていますが「給

大切なあなたの町のことなのです。



与は1人平均717万円」にもなります。1名は職員課に派遣していますが、その職員給与は税金から支出しています。

資料：事務局及び職員の給与

事務局及び職員について

(単位：円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平均年齢
職員数	4	4	4	4	3	52歳
平均給与(年収)	7,287,597	7,371,017	7,311,242	7,183,544	7,172,706	

以上のことでお分かりのように「税金や水道収入」を貸し付けた収入や「市庁舎」を利用して得た収入などがあります。

「私たち市民でも施設の使用料を払わずに市役所内で物品販売や、売店の又貸し、無利子の金を借りることができるのでしょうか」「売店の一部を他の業者に(又貸し)することは禁止されていますが、厚生会は業者から利用料を取っています」

では厚生会はどのような事業に使っているのでしょうか

次の特典は公務員だけに与えられたものです。

厚生会の給付事業を詳しく見ていきます。

「給付」とは品物や金を支給することです。

職員に結婚祝い、銀婚祝い金、退会慰労金まで

給付の種類

- (1) 「結婚祝い金」は職員が結婚したとき、祝い金として40,000円が支給されます。結婚しない職員でも20年に達したとき50,000円支給されます。
- (2) 「銀婚祝い金」は職員が結婚25年に達したとき、銀婚祝い金として20,000円支給されます。
- (3) 「出産祝い金」は職員の配偶者が出産したときに5,000円支給されます
- (4) 「入学祝金」は職員の子供が入学したとき、祝い金が支給されます。
小学校、中学校、高等学校または高等専門学校、大学またはそれに類する大学に入学した場合5,000円。
- (5) 「疾病見舞金」は職員、配偶者、子が、30日以上入院が自宅療養した場合に支給されます。
 - 1) 会員または配偶者 5,000円
 - 2) 子(扶養手当受給者) 3,000円
- (6) 「災害見舞金」は職員が災害によって損害を受けた場合、損害の額によって見舞金が支給されます。
 - 1) 住居や家財が焼失か同程度の損害を受けたとき。30,000円
 - 2) 住居や家財の1/2以上が焼失か同程度の損害を受けたとき20,000円
 - 3) 住居や家財の1/3以上が焼失か同程度の損害を受けたとき15,000円
 - 4) 住居または家財が前各号に該当しない損害で相当の損害を受けたとき5,000円
- (7) 「弔慰金」は職員や親族が死亡した場合支給されます。
 - 1) 職員が普通死亡の場合
香典500,000円 初盆3,000円

- 2) 職員が事故による死亡の場合
香典1,000,000円 初盆3,000円
- 3) 配偶者死亡の場合
香典20,000円 初盆3,000円
- 4) 父母及び子
香典10,000円 初盆2,000円
- 5) 配偶者の父母や養子の場合の実父母
香典10,000円 初盆2,000円
- 6) その他祖父母及び兄弟姉妹
香典5,000円 初盆2,000円

(8) 「退会慰労金」

職員が退職したときや死亡したとき支給されます。

- 1) 在職1年から5年未満 10,000円
- 2) 在職5年から10年未満 25,000円
- 3) 在職10年から15年未満 45,000円
- 4) 在職15年から20年未満 70,000円
- 5) 在職20年から25年未満 100,000円
- 6) 在職25年から30年未満 130,000円
- 7) 在職30年以上 170,000円

(9) 「特別給付金」

これは特別な事情のため、会長が必要と認めた場合給付するものです。

16年度は会長「市長」が特別必要と認め1,380,000円支給しています。

給付事業についてはお分かりいただけましたか？

次に17年度の予算から、このほかの特別待遇についてみていきます。

レクリエーションに 一人10,000円の補助金

(1) 「レクリエーション補助」

一人10,000円の補助 総額11,250,000円

職員のレジャー施設等の利用券、グループ旅行、リフレッシュ(プール、アリーナ利用券)の中から三者択一で実施



(2) 「職員及び家族交流費」

800,000円

職員や家族が職員文化祭、スポーツ大会などを通じての交流補助金

(3) 「退職者慰労会費」

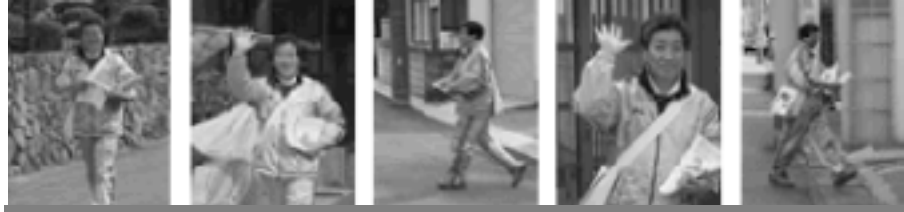
320,000円

退職者を慰労する費用

(4) 「クラブ補助」

2,850,000円

スポーツ大会出場補助、各クラブ補助



職員の誕生日にもお祝い金 一人 5,000円

- (5) 「バースデー助成金」
職員の誕生祝金 一人 5,000円 5,625,000円
- (6) 「福利調整費」 1,200,000円
- (7) 出先職員に対する格差是正金

以上が職員に対する特別待遇の実例です。

職員への特別待遇には次のような問題点があります。

- 1) 職員厚生会の目的は、職員の「福利厚生」と「相互共済」です。その目的達成のために税金を使うことを法律は求めているのではないのでしょうか。
- 2) 職員の誕生祝に税金を使えるのでしょうか。
- 3) 職員のレクリエーション費用に税金を使うことができるのでしょうか。
- 4) 退職者の慰労会費用や退会慰労金に税金を使うことができるのでしょうか。
- 5) 職員や家族の交流のために税金を使うことができるのでしょうか。
- 6) なぜ職員の結婚祝いに税金を使わなければならないのでしょうか。
- 7) なぜ職員の銀婚祝いに税金を使わなければならないのでしょうか。
- 8) なぜ職員の出産祝いに税金を使わなければならないのでしょうか。
- 9) なぜ職員の子供に税金から入学祝金を出さなければならないのでしょうか。
- 10) なぜ職員や配偶者や子供の疾病見舞金を税金から出さなければならないのでしょうか。
- 11) なぜ職員の災害見舞金を税金から出さなければならないのでしょうか。
- 12) なぜ職員や親族の弔慰金を税金から出さなければならないのでしょうか。
- 13) なぜ職員が退職したとき退会慰労金を税金から出さなければならないのでしょうか。
- 14) なぜ会長が(市長)特別に認めてまで結婚祝い金を増額して税金から出さなければならないのでしょうか。
- 15) なぜこのような「税金の支出」に職員は異議を唱えなかったのでしょうか。
- 16) なぜ厚生会の会長「市長」はこのような税金からの支出を認めたのでしょうか。

「職員の掛け金」だけで厚生会の運営がされているのであれば批判や疑問を持たれることはありません。しかし厚生会へ税金の負担、税金や水道収入の無利子貸付、市庁舎の無料貸付や転貸などは、明らかに「市民」と違う「特別待遇」です。また市財政が厳しいからと補助金削減やすべての予算の見直しを行い、財政の健全化に取り組んでいる中で「職員」だけに「特別待遇」を与えることは許されることではありません。いままでこのような問題の見直しを求めてきましたが、大変残念なことに職員自ら厚生会運営の健全化を図る自浄能力を発揮してこなかったことです。

「もちろん職員の掛け金もあります。しかし市の負担金や

貸付金との使用区別ができないのであえて税金」と表現しています。

職員に対する特別待遇はこれだけではありません

このほかに「特別勤務手当」があることをご存知ですか。次に特別手当についてみていきます。

公務員は正規の給料のほかに次の「勤務手当」が支給されます。

- | | |
|------------|-------------|
| 1) 扶養手当 | 7) 夜間勤務手当 |
| 2) 調整手当 | 8) 宿日直手当 |
| 3) 通勤手当 | 9) 管理職員特別手当 |
| 4) 単身赴任手当 | 10) 期末手当 |
| 5) 時間外勤務手当 | 11) 勤勉手当 |
| 6) 休日勤務手当 | 12) 住居手当 |

この手当のほかに「特別手当」を支給しています

「給料と手当」のほかに、地方自治法では「著しく危険、不快、不健康、困難な勤務」に対して「特別手当」を認めています。別府市でもこの「特別手当」を支給しています。

最初に水道局職員の特別手当を見ていきます

(1) 企業手当：この手当では、水道局に勤務する職員に対して支給されています

16年度は 5,483,040円支給されていますが、水道局で働くだけで企業手当を支給するのは「ヤミ給与」ではないかと社会問題になっています。

大分県内で企業手当を支給している市は次の通りです。

一人当たり年間支給額 「合併前の 16年度資料使用」

別府市	215,986円
大分市	116,928円
豊後高田市	41,250円
杵築市	24,000円
臼杵市	7,596円

津久見市、佐伯市、宇佐市、日田市、中津市、竹田市では企業手当を支給していません。

1) 未収金整理手当：この手当では、水道使用料などの集金や滞納整理に対して支給しますが、支給しているのは別府、大分、臼杵だけです。

16年度は 225,600円支給されています。

一人当たり年間支給額 97,732円

2) 危険手当：この手当では「常時」危険な電気業務や「水質検査」の職員に対して支給されますが県下で支給されているのは別府だけです。

16年度は 310,363円支給されています。

一人当たり年間支給額 44,338円

3) 停水手当：この手当では水道料金未納者に給水停止をする仕事に支給されますが、県下で支給しているのは別府と中津だけです。

16年度 225,600円支給しています。

一人当たり年間支給額 37,000円

4) 年末年始手当：この手当では12月29日から翌年1月3日の間に勤務した職員に支給しますが、県下で支給しているのは別府と大分だけです。

16年度は 69,300円支給しています。

一人当たり年間支給額 3,013円

5) 交代勤務手当：この手当では、浄水場で交代勤務をする職員に対して支給しますが県下で支給しているのは別府と大分だけです。

16年度は 360,000円が支給しています。

一人当たり年間支給額 60,000円

水道局職員の特別手当は

- 1) 水道局に働いているから 「企業手当」
- 2) 集金の仕事だから 「未集金手当」
- 3) 危険な仕事だから 「危険手当」
- 4) 給水停止の仕事だから 「停水手当」
- 5) 年末年始だから 「年末年始手当」
- 6) 交代勤務の打ち合わせがあるから 「交代制勤務手当」

こんなにも多くの「特別手当」が支給されています。しかし、「市民から見れば理解できない」ことです。

水道料金の値上げを検討する前に「水道局の経営改善」について、労使で真剣に協議し実行すべきではないでしょうか。

次に市長部局の特別手当について見ていきます

市長部局で働く職員には「給料や手当」のほかに、次の特別手当があります。

市税の税務事務や税外収入徴収事務、伝染病防疫作業従事者、国民年金保険料収納事務、外勤して保険予防や指導する職員、保育及び収容業務「保育士、生活指導員、寮母、看護師」老人ホームなどの職員など16項目の特別勤務手当が支給されるようになっていきます。

特別勤務手当では「著しく危険、不快、不健康、困難な勤務」に対して認められた制度です。

企業手当や停水手当、交代勤務手当など多くの特別手当が法の趣旨に沿っていないことは明らかです。

この機会に市長はすべての特別手当について見直し市民の理解が得られように早急に是正をすべきです。

浜田市長は「市民の目線で政治を」と訴えて市長になりました。しかし、今のところ行財政の改革では市民の目線とは大きな乖離があります。このままでは「やっぱり労働組合に迎合した」政治といわれてもしかたありません。

広瀬知事が県民の高い支持を得ているのは、「県民が求めている政治を躊躇なく勇気を持って実施」しているからではないでしょうか。浜田市長に今一番望むことは、市の財政が危機的な状況の中で各種の会合に顔を出すことではなく、市長として別府市の最優先課題である「行財政の改革」に全力で取り組み、行政サービスが向上をすることです。また、そ

ホームページもご覧ください



行政の問題点をシリーズで載せています。

HPアドレス <http://www.izumi-t.jp>

Eメールアドレス genk@izumi-t.jp

市政の問題点をさらに詳しく分析してメールマガジンでお届けしています。(無料)

ぜひご利用下さい。

あなたのご意見やお叱りをどんなことでもお聞かせ下さい。

TEL 0977-67-0570・67-0659

FAX 0977-67-0659 携帯 090-3410-0084

のことを多くの市民が期待しているのではないのでしょうか。

今回も読んでいただきありがとうございました

私の市政だよりについて「市政の問題点が分かった」との声が多く寄せられています。私たち議員は市民の税金で政治活動をしています。だから政治活動で知った情報は市民にお伝えすることが当然だと思っています。私は市政だより、ホームページと日々の政治活動であらゆる情報をお伝えしていますが、これで十分とは思っていません。これからも市民のために一生懸命情報を発信していきます。今回も30,000軒に私が直接お届けしていますので見かけたら声をかけてください。

お願い

私は市政の「今」を泉武弘の市政だよりとして私が直接お届けしてきました。多くの声が寄せられ議員活動に大きな励みになっています。これからも「生」の政治をお届けしたいと思っていますが、これからも続けるためには皆さんに浄財のカンパをお願いしなければなりません。大変心苦しく思いますが市政だよりを続けるための印刷費に是非ご協力をお願いします。

泉 武弘政策研究所

行財政改革クラブ 代表 泉武弘 大分銀行別府支店 5800115
泉 武 弘 大分みらい信用金庫鉄輪支店 9162658